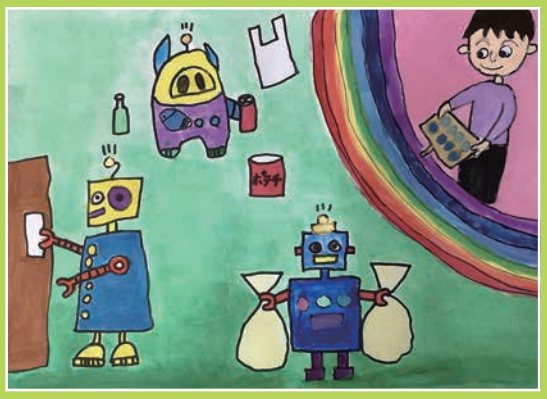
業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA



2026 10

Issue ●394



2025 年度（第 31 回）都市ビル環境の日
第 18 回「子ども絵画コンクール」優秀賞作品
『ミライのおそうじ』
吉村 侑芯さん（岩戸北小学校 2 年）

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011　福岡市博多区博多駅前 1 丁目 15 番 12 号　TEL.（092）481-0431　FAX.（092）481-0432　http://www.fukuoka-bma.jp

表紙の写真 **千灯明祭**　福岡県筑後市溝口1553
Photographer：たかちゃん

アニメファンの間で『鬼滅の刃』の聖地とされる溝口竈門神社は、1,000 年以上の歴史を持つ神社であり、ここで行われる千燈明祭はかつて「筑後三大千灯明祭」に数えられました。五穀豊穣と疫病退散を祈り、男衆が矢部川で禊をおこなった後、高さ約 15 メートルのやぐらに灯りが灯され、かつてこの地にあった溝口城の天守閣が闇夜に浮かび上がります。ノスタルジックかつフォトジェニックなお祭りです。

令和8年度 労働安全衛生大会開催

労働福祉委員長　立川　雄一



▲挨拶をする藤会長



▲開会宣言をする倉重副会長

令和 8 年度の労働安全衛生大会が 8 月 28 日(金)、福岡県自治会館において会員企業 81 社(118 名)、その他 8 社(8 名)、総数 89 社(126 名)が参加して開催されました。

大会では倉重副会長の開会宣言、藤会長の会長挨拶の後、福岡労働局長祝辞をいただきました。続いて、福岡労働局労働基準部安全課、産業安全専門官の大内智介様より『労働災害防止について』と題するご講演をいただきました。直近の福岡県内の労働災害の発生件数や状況、労働災害が発生するメカニズム、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発などについてお話をいただきました。

基調講演では日本赤十字社福岡県支部、参事の濵田利香様より『病気やけがを予防し、健やかに自分らしく過ごすために』と題する講演をいただきました。ビルメンテナンス業界では高齢者を雇用している企業も多く、高齢者が健康を維持するための病気やけがの予防、使用者としての安全配慮義務など、私たちが業務を行う上で非常に参考になる内容でした。

今年度の基調講演を日本赤十字社の方にお願いすることは5



▲福岡労働局長の祝辞を代読する労働基準部安全課の大内智介産業安全専門官

月頃に決まっておりましたが、その後7月28日に「令和8年熊本地震」が発生しました。濵田様の講演に先立ち、地震発生直後に被災地に赴いて支援活動を行われた同支部組織振興課振興係長の飯田晋平様より被災地の状況についてのお話もいただきました。被災地の深刻な状況や、そこで足りないもの、必要なものなどは被災状況や避難所の環境によって異なるといったことなどを知ることができました。

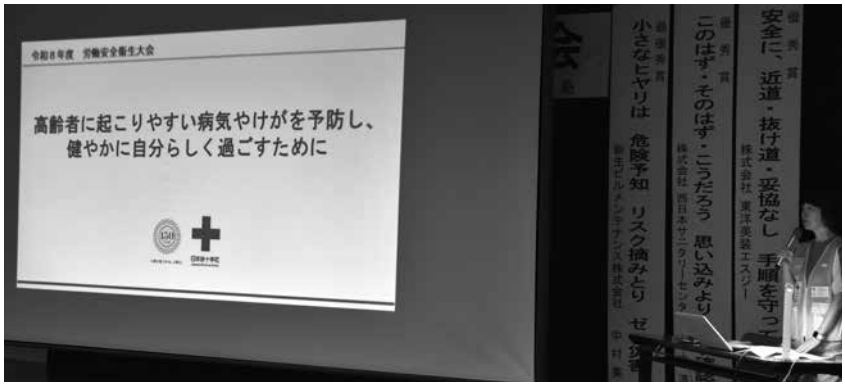
講演終了後には令和8年度の安全標語の表彰式も行われ、新生ビルメンテナンス株式会社の中村美保様の作品『小さなヒヤリは危険予知　リスク摘みとり　ゼロ災害』が最優秀賞として選ばれ、その他の入選者にも賞状と記念品が渡されました。また、令和7年度の無災害事業所表彰も行われ、無災害報告を毎月遅延なく提出された会員事業所へ表彰状などが授与されました。

最後に、労働福祉委員会を代表して藤川委員による安全宣言を参加者全員で復唱し、閉会の辞をもって労働安全衛生大会は無事幕を閉じました。

今回の労働安全衛生大会を開催するにあたり、会場の受付に「令和8年熊本地震」の義援金の募金箱を置いて参加者からも義援金を募らせていただきました。皆さまから多くのお気持ちをいただき、おかげさまで総額 106,178 円の義援金が集まりました。この義援金は 9 月 17 日に、藤会長より日本赤十字社を通じて被災地にお届けしました。皆さまのご協力に深く感謝いたします。ありがとうございました。



▲日本赤十字社の活動について説明する福岡県支部組織振興課の飯田晋平振興係長



▲基調講演を行う日本赤十字社福岡県支部の濵田利香参事


▲令和8年度安全標語で受賞された方々


▲令和7年度無災害事業所表彰を受けられた方々



◀藤会長、
立川労働福祉委員長より
日本赤十字社へ
「令和8年熊本地震」への
義援金を贈呈

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日~7日［準備期間：9月1日~30日］

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします!

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取り組み
- 女性の健康課題への取り組み
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取り組み
- 化学物質による労働災害に関する取り組み
- 労働衛生３管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取り組み
- 作業環境の特性に応じた取り組み

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

福岡県最低賃金

時間額 **1,114** 円

令和８年９月４日
【照会先】労働基準部　賃金室
室　　長　上村　幸治
室長補佐　大津　勝弥
(代表)092-411-4578
(直通)092-411-4551

「福岡県最低賃金」の1時間1,114円への引き上げ決定

―効力発生日は、令和8年10月4日―

福岡労働局長（鈴木一光 スズキカズミツ）は、福岡県最低賃金を 57 円引き上げ、1 時間 1,114 円に改正することを決定し、本日（9 月 4 日）、官報公示を行いました。

1 福岡県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月6日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会（会長 丸谷 浩介マルタニコウスケ）に対し諮問を行いました。
同審議会は審議の結果、8月 10 日、現行の時間額 1,057 円を 57 円引き上げて 1,114 円に改正する（引き上げ率 5.4%）ことが適当である旨の答申を行いました。
これを受けて福岡労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、福岡県最低賃金を時間額 1,114 円とする決定を行い、本日（9月4日）、官報公示を行いました。
効力発生日は、令和8年 10 月4日です。

2 福岡県最低賃金は、福岡県内の事業場で働く全ての労働者と、その使用者に対して適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、性、国籍および年齢の区別なく適用されます。

3 福岡県最低賃金の改正の推移は、以下の表のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	**令和8年度**
最低賃金額	900円	941円	992円	1,057円	**1,114円**
引き上げ額	30円	41円	51円	65円	**57円**
引き上げ率	3.45%	4.56%	5.42%	6.55%	**5.39%**

（引き上げ率は、小数点第三位を四捨五入）

4 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、各種の助成金制度を設けています。
このほか、中小企業・小規模事業者への支援として、売上拡大・賃上げをはじめ、さまざまな経営・労務管理に関する課題にワン・ストップで無料相談に応じるため、「福岡働き方改革推進支援センター」及び「福岡県よろず支援拠点」が連携して対応しています。

厚生労働省

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※ 申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 **事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し、最大100万円が助成されます。**

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	45～300万円
90円コース	90～600万円

■活用のポイント▶賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者**の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

■活用のポイント▶非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

■活用のポイント▶
労働時間削減等の取り組み
（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取り組み計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5％以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5％以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
（※3）別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例　中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1　人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2　5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

コース区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

■活用のポイント▶　職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※3 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば、②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例　複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% または75%(50%)

■活用のポイント▶　雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

■早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

【雇入れ支援コース】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

【中途採用拡大コース】

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

■産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5% 以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成〈上限額8,870 円／1人1 日あたり(1事業主あたり1,000万円)〉します。

✓ **支援策の詳細はHPをチェック**

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 ビソー

■変更事項　代表者
■変　更　日　令和８年８月３日
【新】代表取締役　國川　真弓
【旧】代表取締役　日浅　里恵

青年部新入会員紹介



株式会社 経保プランニング
営業部長　橋本　真之介
■所在地
福岡市中央区赤坂1-2-1-1005
TEL 092-713-1220
FAX 092-713-4220
入会年月　令和8年9月

講習会のお知らせ

＜新規・再講習＞
空調給排水管理従事者研修指導者講習会
開催日　令和８年11月13日(金)
会　場　福岡県自治会館

＜新規・再講習＞
清掃作業従事者研修指導者講習会
開催日　令和８年11月24日(火)
会　場　福岡県自治会館

お忘れなく
毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

10月　行　事　予　定

2	金	**2026年（第32回）都市ビル環境の日** **＊クリーンアップ福岡**（9：30～11：00） 於：福岡県内主要都市中心部 **＊シンポジウム**（14：00～16：00） テーマ「NEXT50！人とロボットが共に働く未来を考える」 ①第19回子ども絵画コンクール表彰式 ②基調講演 「ロボット自動化領域拡大の取り組み～AI適用で広がる自動化ソリューション～」 ③パネルディスカッション 「人は何を担い、AI・ロボットには何を任せるのか」 **＊第19回子ども絵画コンクール** **【福　岡】** (作品展示期間：9/25～9/27) 於：福岡市総合図書館1階 **【久留米】** (作品展示期間：9/29～10/4) 於：久留米市一番街多目的ギャラリー **【北九州】** (作品展示期間：10/28～11/2) 於：北九州市水環境館
6～8	火～木	令和8年度懇親旅行
21	水	13:00～ 令和8年度高所作業安全教育講習会 於：福岡県自治会館
23	金	14:00～ 第190回理事会 於：県協会会議室
30	金	第73回福岡県BM協会懇親ゴルフ会 於：福岡カンツリー倶楽部 和白コース

＜令和８年度７月分＞労働災害発生状況

労働福祉委員会調査
※(　)内は前年同月の状況



■事故の型別

区分	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	倒壊	激突され	挟まれ巻き込まれ	合計
人	1(1)	12(6)	3	(2)	(1)	(1)	1(1)	
区分	切れこすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の反動等	針刺し	その他	29(25)
人	1	(1)	(1)	3(2)	1		7(9)	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人	(1)	1(1)	2(2)	1(2)	6(4)	3(3)	16(12)	29(25)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	10(8)	4(5)	11(6)	2(1)	2(4)	(1)		29(25)